

# 知っ得! 身近なベトナム税務

## 移転価格ってよく聞くけど…

### (第 6 回)

前回までの實原に代わって、第 6 回を担当させて頂く福本と申します。私は日本の税理士法人で国際税務を担当していたため、お客さまと移転価格税制についてお話しする機会がよくあります。その際、「移転価格をうちはやっている」「移転価格をやめたい」「親会社から移転価格をなんとかしろ、と言われて困っている」などのほか、「移転価格ってそもそもよく分からない!」というご相談も多くあります。そこで、「そもそも移転価格って何なの?」というお話をさせていただきます。

### 移転価格とは

移転価格というのは、親会社や兄弟会社などの関連企業との取引価格のことを言います。この関連企業との取引価格が関連企業ではない、第三者との取引価格と比べて差額がある場合に、意図的に利益を操作していないか、利益を操作することで税金逃れをしていないか、もし差額があるのであれば、第三者との取引価格を適正な取引価格として、その差額に法人税を課税するという制度が移転価格税制になります。この取引価格の対象は、モノの売買だけではなく、ノウハウやロイヤルティー、利息も含まれます。

### 何が問題なの?

企業からすれば、関連企業と第三者との取引価格は異なっていて当然だと思います。ただし、それはあくまで経営という視点から見た考えです。移転価格税制はあくまで「税法」に基づいた「税制度」なので、考え方が異なります。

関連企業との取引で、支払額を意図的に高くする、受取額を意図的に低くすることで、利益を減らして、国家の税収を減らされることがないように、移転価格税制を適用して税収を確保することが根底にあります。

そのため、第三者との取引価格に比べて、関連企業への支払額が低い、受取額が高い場合には、利益が確保されているため、差額があっても移転価格税制の問題にはなりません。

### 日本とベトナムの違いは?

日本とベトナムの移転価格税制の違いは、対象範囲にあります。

まず、関連企業の定義が日本は出資比率 50% 以上であるのに対して、ベトナムでは出資比率 20% 以上であ

ることに加えて、売上や仕入の 50% 以上を占めている得意先や中長期借入金の 50% 以上を占めている会社など範囲がとて広くなります。

また、日本では、「国外関連者」と言われ、外国の法人や個人が対象になりますが、ベトナムでは国内の取引先もその対象になります。

ベトナムの移転価格税制は 2010 年に改正された法律で現在運用されていますが、年々税務調査での指摘件数が増えてきている状況です。

### 結局、何をしたらいいの?

そんな移転価格税制ですが、「結局、何をしたらいいの?」という話になると思います。それは、関連企業との取引価格が問題ないということを説明できればいいのです。

ベトナムでは移転価格文書の作成ということが法律上は義務付けられていて、その文書で自分たちの取引価格は適正なもので、利益の移転や税逃れは決して行われていないということを説明します。ただし、この文書の作成は手間と時間とお金(専門家に依頼する報酬など)も要します。文書がなく、説明もできない場合は、税務署はあるべき利益を推定して有無を言わず、税金を課することができます。

この文書は法的に作成を義務付けられていますが、決算ごとに提出する必要はなく、税務署に提出を求められたら 30 日以内に提出することになります。そのため、いつ提出を求められても対応出来るように、事前に検討しておくことが、「移転価格への対策」になります。

#### < 筆者紹介 >



福本直樹  
I GLOCAL ハノイ  
事務所代表。税理士(日本)。  
2011 年より日本の税理士法人と I GLOCAL の兼務を行い、2014 年より I GLOCAL ハノイ事務所代表就任。ベトナム在住。ハノイのみではなく、ハイフォン、ホーチミンも含め、移転価格などの国際税務を主に担当している。172 センチ、88 キロ。ダイエット歴 10 年。